

市第66号議案

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例の一部改正

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第14条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第9号」を「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 年 月 横浜市条例第 号）第16条第9号」に改める。

第82条第1項第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例中、第82条第1項第2号の改正規定は平成26年11月25日から、第14条の改正規定は平成27年4月1日から施行する。

提 案 理 由

横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条

例の制定及び薬事法の一部改正に伴い、関係規定の整備を図るため、横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例の一部を改正する必要があるので提案する。

参 考

横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の
基準に関する条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（心身の状況等の把握）

第 14 条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例（平成 年 月横浜市条例第 号）第 16 条第 9 号（平成 11 年厚生省令第 38 号）第 13 条第 9 号）に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（従業者の員数）

第 82 条 指定居宅療養管理指導の事業を行う者（以下「指定居宅療養管理指導事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅療養管理指導事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「居宅療養管理指導従業者」という。）の員数は、次に掲げる指定居宅療養管理指導事業所の種類の区分に応じ、次に定めるとおりとする。

（第 1 号省略）

- (2) 薬局である指定居宅療養管理指導事業所における薬剤師 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する事 法律（昭和 35 年法律第 145 号）に規定する薬局として必要とされる数以上

（第 3 号及び第 2 項省略）